

令和4年度川崎市福祉製品等開発支援補助金 公 募 要 領

産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造することを目指す「ウェルフェアイノベーション」を推進するため、川崎市ウェルフェアテクノロジーフォーラム（以下、「フォーラム」という。）に参画する企業等の福祉製品、共用品及び福祉サービスの開発及び改良等にかかる経費を助成します。

項目	詳細
補助対象事業	<p><u>交付決定を行った年度の3月15日までに完了することが確実なもので、次の要件を満たしている事業</u></p> <p>(1) 「Kawasaki Welfare Technology Lab（以下「ウェルテック」という。）」で事前に相談をし、助言に基づき実施する事業であること。</p> <p>(2) 研究開発の成果が本市の福祉・介護分野の課題解決に資する新たな事業であること</p> <p>(3) 開発及び改良等を行う福祉製品等が利用者ニーズを的確に反映したものとするため、老人福祉施設、障害者支援施設、病院等の協力を得て行う事業又は製品の開発・改良に係る試験をウェルテックで行う事業であること</p>
補助対象者	<p>フォーラムの会員である法人又は団体 (市内事業者又は市外事業者（当補助対象事業を市内事業者と共同で行う者）)</p>
補助対象経費	<p>専門家謝金、原材料費・消耗品費、機械工具等費、外注加工費、研究開発委託費、産業財産権導入費、技術指導費、その他の経費（資料購入費、通信運搬費、雑役務費等の研究開発に伴う諸経費）</p> <p>（注）消費税及び地方消費税相当分については補助対象外となります。</p>
補助額	<p><補助率> 3分の2以下 <補助限度額> 100万円 (注) 予算の範囲内で採択の件数によります。</p>
活用手順	<p>募集期間 :<u>令和4年6月1日(水)から令和4年8月10日(水)まで</u></p> <p>申請書提出 6/1~8/10 → 財務評価 8月下旬 (予定) → 有識者からの意見聴取 → 審査委員会 9月上旬 (予定) → 交付決定 9月中旬 (予定) → 事業実施 → 実績報告 → 補助金交付</p>

活用にあたっての条件

- (1) 国、地方公共団体その他の団体又は機関等から本事業と重複した補助交付決定を受けていないこと。
- (2) 前年度に川崎市から同様の事業内容で本補助金の交付を受けていないこと。

川崎市ウェルフェアテクノロジーフォーラムについて

(1) 川崎市ウェルフェアテクノロジーフォーラムとは

企業、市民、福祉事業者、大学、金融機関等の多様な構成員が相互に連携し、また、ウェルテックを核とした様々な支援を通じて、将来的な福祉課題を解決する新たな製品・サービスの開発・改良を促進することを目的とするネットワークで、現在約350の団体・個人が登録しています。

(2) フォーラムに参画するには

フォーラムの目的に賛同する企業、市民、福祉事業者、大学、金融機関等は、川崎市に「川崎市ウェルフェアテクノロジーフォーラム参画申込書」を提出（無料・随時）していただきます。（補助金交付申請と併せて、手続きすることが可能です）

「Kawasaki Welfare Technology Lab（ウェルテック）」について

(1) ウェルテックとは

福祉施設を想定した「模擬環境ラボ」を備えた福祉製品・サービスの開発支援施設です。

川崎市と国立大学法人東京工業大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所の三者が共同して運営を行い、福祉製品の開発・改良を行う市内の中小・ベンチャー企業を中心とした開発事業者を支援します。

具体的には、ウェルテックを拠点とし、開発事業者が福祉現場のニーズを捉えられるよう、川崎市・東京工業大学・産業技術総合研究所が福祉現場との橋渡し等の伴走支援を行います。

また、東京工業大学と産業技術総合研究所が開発・改良を目指す福祉製品等の定量的評価を行い、福祉製品開発事業者に対して的確な助言を行うことで福祉製品の開発と市場参入を促進させ、本市の福祉産業の振興を図ります。

(2) ウェルテックの運営について

場 所：川崎市複合福祉センター「ふくふく」 1階（川崎市川崎区日進町5-1）

開設時間：平日の10時から16時30分まで（12時から13時を除く）

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

連絡先：電話 044-223-6468 メール info@kawasaki-weltech.com

ホームページ：<https://www.kawasaki-weltech.com/>



問合せ・申請先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル10階

川崎市 経済労働局 イノベーション推進部 成長産業担当

電話：044-200-2513 FAX：044-200-3920

メール：28innova@city.kawasaki.jp

令和4年度川崎市福祉製品等開発支援補助事業(詳細)

1 事業の目的

川崎市ウェルフェアテクノロジーフォーラム（以下、「フォーラム」という。）に参画する企業等の福祉製品、共用品及び福祉サービスの開発、改良等にかかる経費に対して補助することにより、本市の福祉・介護分野における課題を解決し、ウェルフェアイノベーションの推進を図ることを目的としています。

2 補助対象者

フォーラムの会員で次の条件を全て満たす法人又は団体が補助対象者となります。

- (1) 市内に事業所を有する者又は市外に事業所を有し、当補助対象事業を市内に事業所を有する者と製品の開発・改良に係る設計等を共同で行う者であること。
- (2) 市民税を滞納していないこと。
- (3) 代表者又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

3 補助対象事業

交付決定を行った年度の3月15日までに完了することが確実なもので、次の要件を満たしている事業が補助対象事業となります。

- (1) 「Kawasaki Welfare Technology Lab（以下「ウェルテック」という。）」で事前に相談をし、助言に基づき実施する事業であること。
- (2) 研究開発の成果が本市の福祉・介護分野の課題解決に資する新たな事業であること。
- (3) 開発及び改良等を行う福祉製品等が利用者ニーズを的確に反映したものとするため、老人福祉施設、障害者支援施設、病院等の協力を得て行う事業又は製品の開発・改良に係る試験をウェルテックで行うこと。
- (4) 補助対象事業とする福祉製品等について、国、地方公共団体その他の団体又は機関から、本事業と重複する補助金等の交付を受けていないこと。

4 補助対象経費

(1) 専門家謝金

福祉機器の専門家等への謝金、モニター謝金等

※ 共同事業者に支払うモニター謝金は補助対象外です。

(2) 原材料費・消耗品費

原材料・消耗品の購入に要する経費

(3) 機械工具等費

機械装置・工具機器のリース・購入・修繕に要する経費

(4) 外注加工費

外注加工に要する経費

(5) 研究開発委託費

検査・分析・調査等の外部委託に要する経費

(6) 産業財産権導入費

産業財産権の取得や使用に要する経費（弁理士への報償費等）

※ 事業期間内に出願が終了することを条件とします。また、複数者で共同出願する場合は、経費を共同出願者で按分した額が対象となります。

(7) 技術指導費

技術指導等に要する経費

(8) その他の経費

資料購入費、通信運搬費、雑役務費等の研究開発に伴う諸経費

【主な補助対象外（補助対象とならない）経費】

- ・従業員の人事費、旅費、飲食に関する費用
- ・汎用性が高く他の事業へも使用できるものの費用（パソコンやサーバーの購入費等）
- ・特許出願料、審査請求料等
- ・振込手数料
- ・消費税及び地方消費税

5 補助率、補助限度額

(1) 補助率 3分の2以下

(2) 補助限度額 100万円

※ 申請件数等により、交付決定時に上記の範囲内で補助金額を決定します。

6 交付申請

補助金交付申請書（第1号様式）及び次の必要書類を提出してください。

No.	必要書類	法人事業者	中小企業団体
1	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本	○	—
2	定款及び組合員名簿 総会の議事録（補助事業申請の議決があるもの）	—	○
3	企業概要が分かる資料（会社パンフレット等）	○	○
4	市民税納税証明書（直近3か月以内に発行のもの）	○	○
5	確定申告書又は決算書（直近2期分）	○	○
6	許可・認可届の必要な業種はその写し	△	△
7	カタログ、見積書等 (機械装置・工具機器の概要並びに機械整備及び外注に要する費用を説明する資料)	○	○

※ 上記以外にも追加資料の提出を求める場合があります。

7 交付の手順と方法

(1) 受付

下記の提出先に持参又は郵送にて提出して下さい。

【提出先】

住所：〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル10階

川崎市経済労働局 イノベーション推進部 成長産業担当

電話：044-200-2513 FAX：044-200-3920

(2) 財務評価及び学識経験者等からの意見聴取

申請書類等について、財務評価及び有識者（学識経験者等）からの意見聴取を実施します。

(3) 審査

財務評価及び学識経験者等からの意見聴取の結果を参考に「川崎市福祉製品等開発支援補助金審査委員会」において、次の審査項目に基づき審査を実施し、補助金交付決定の可否や補助金額を決定します。

ア 福祉分野の課題解決への期待

イ 事業内容の優秀性

(ア) 開発内容

(イ) 新規性・独自性

(ウ) 社会的意義

(エ) 市場性・成長性

ウ 事業計画の効率性

(ア) 実施体制

(イ) スケジュール

(ウ) 収支

エ 事業者能力の適切性

(ア) 技術力

(イ) 経営能力

(ウ) 連携体制

オ その他特に優れている事項の有無

8 事業の変更・中止

交付決定した事業内容等を変更又は中止するときは、予め市長の承認が必要となります。その場合は、速やかに変更（中止）申請書を提出してください。

9 実績報告

補助対象事業が完了したとき又は会計年度が終了したときは、所定の実績報告書（第6号様式）に次の必要書類を添付して提出してください。

- (1) 補助対象事業に係る支払いを証する書類の写し（領収書又は振込書及びその内訳がわかる請求書等）
- (2) その他市長が必要と認める書類

※補助対象経費の算定は、事業完了日までに支払いを行った経費を対象とします。なお、クレジットカード決済による支払いは、原則として、補助事業者の銀行口座から引落としが実行された時点をもって支払いが行われたものとします。

10 交付決定の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 国、地方公共団体その他の団体等から本事業と重複した補助交付決定を受けた場合
- (2) 補助申請に関して、虚偽、その他不正があつたとき
- (3) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき

- (4) 補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき
- (5) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき
- (6) その他、要綱の規定に違反したとき

11 届出の義務

補助金交付年度以降5年以内に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長に届け出してください。

- (1) 事業所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき
- (2) 合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき

12 書類の保管

補助対象事業に関わる関係書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保存しなければなりません。

13 産業財産権の帰属等

産業財産権の具体的な取扱いについては、次のとおりです。

- (1) 補助事業により得られた産業財産権（特許権等）は、事業者に帰属します。ただし、補助金が交付された翌年度から起算して5年以内に、補助事業に関して特許等の出願をし、又はこれらの権利を取得したときは、市長に報告しなければなりません。
- (2) 産業財産権の全部又は一部の譲渡等を行う場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。

14 取得財産の管理

- (1) 補助事業により取得した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。
- (2) 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を踏まえ、市長が別に定める期間内に、この補助事業により取得した財産を処分する必要がある場合には、事前に市長の承認を受けなければなりません。

15 その他

- (1) マスコミ等に本補助事業を経て開発・改良した製品等を発表する場合は、本制度によるものであることを明記してください。また、公表資料を本市に提出してください。
- (2) 本市主催のセミナー・フォーラム等で、補助事業の成果等を発表いただくことがあります。
- (3) 補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリングを行う場合がありますので、御協力ををお願いします。

16 スケジュール

令和4年6月 1日 (水)	申請受付開始
令和4年8月10日 (水)	申請受付終了
令和4年8月下旬 (予定)	有識者からの意見聴取

令和4年9月上～中旬（予定） 審査委員会、補助金交付決定

～交付決定～

交付決定通知到達後 事業実施

令和5年3月15日（水）まで 事業完了・実績報告書の提出

報告書確認後（1か月程度） 補助金交付額の確定・支払